

# 【用語】 山田郡龍舞村—太田市竜舞町 取締役—郡中取締役廻状

一回章、宛名を連記し次々と廻して用を達する書状 留村—廻状が伝達される最後の村

【解説】江戸時代中期以降、関東農村はたび重なる災害や凶作などで荒廃し、不斗出者(離村者)の増加や手余り地の増大といった深刻な問題が生じていた。不斗出者のなかには博徒や無宿となつて横行する者もあらわれ、農村の風俗が大きく乱れてきた。そこで幕府は、荒廃した関東農村の風俗を是正するため、寛政年間頃から各地域の有力者を郡中取締役に任命し、博徒や無宿の取締りと浪人の横行を阻止しようとした。上野国では、寛政十二年(一八〇〇)白井村(北群馬郡子持村)の弥次右衛門が任命されたのが始まりとされるが、文政十二年(一八二九)になると各地域でおよそ五四人の郡中取締役が任命された。そのなかの一人が龍舞村の名主幸助である。

この文書は、天保六年(一八三五)幕府代官が矢島藤藏から羽倉外記へ交替した際、改めて幸助を郡中取締役に任命し、それを関係諸村へ伝達した際の廻状である。幸助は文政七年(一八二四)四月、父仲助の跡を継いで郡中取締役に就任し、持ち場に指定されていた太田周辺地域の村々の取締りを一手に引き受けることになった。しかし、幕府領や旗本領などが錯綜する地域では、その本来の役割や機能を發揮することは困難であつたようである。